

告 示

埼玉県教委告示第十五号

平成十三年埼玉県教委告示第十八号（埼玉県情報公開条例第三十三条第一項の規定により埼玉県教育委員会が定める出資法人について）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県教育委員会委員長 高 木 康 夫

告示文中「第三十三条第一項」を「第三十七条第一項」に改める。